

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 24-5<br>価格 | 部品の特性・仕様について（3-4）、平均価格未満及び平均価格以上の基準をご指示いただきたい<br>・ 以上の場合のみ詳細を記載しなければならないのは何故か？安価なものであればなんでも申請が通るのでしょうか？   | この点については、平均的な価格帯のものの仕様・機能が整理されていない。次回の様式での修正を提案したいと考えます。<br>この項目の趣旨は、価格が高いことに見合う機能等を有しているかどうかを確認することです。     |
| 24-6<br>価格 | 部品の特性・仕様について（3-4）、平均価格未満及び平均価格以上の基準をご指示いただきたい<br>・ 安全性に関する特徴が平均価格未満のものについては必要ないのでしょうか？（申請の他の分でも問われていない安全に関しての事項がこれだけでは、安全性に関する担保がないのではないのでしょうか） | この点については、平均的な価格帯のものの仕様・機能が整理されていません。次回の様式での修正を提案したいと考えます。<br>なお、安全性については、別途工学的試験の範囲外の部分については今後の検討課題と考えています。 |

表6. 厚生労働省への要望

| 整理番号        | 質問  | 回答  |
|-------------|---|---|
| 2-1<br>全般   | 申請時期、認定発表時期の明確化   | 申請時期が定期的でないことは認識しています。定期的になるよう厚生労働省へ要望を出します。ここ10年間で指定申請の受付を実施したのは、平成13年度、16年度、19年度、20年度、21年度になります。平成22年度は実施されていません。また、23年度はまだ実施されていません。 |
| 4-9<br>全般   | 改善した方が良くと思われる点として、申請時期を明確にさせていただきたい。毎年ではなくてもかまいません。しかし、定期的に行っていただきたく思います。                               |   |
| 5-1<br>全般   | 申請の受け付けが不定期です。定期的な受け付け仕組みを要望します。フィールドテストの依頼・メーカーへの資料要求など受け付けの有無が分からない中作業をすすめるのは、計画だてが難しく、作業担当者としては困ります。 |   |
| 9-1<br>全般   | 完成用部品申請を毎年度決まった時期に定期的に行うことを要望します。その年によって行うのかどうか、その時になってみないとわからないので、準備が大変です。                             |   |
| 10-7<br>全般  | 申請を定期的実施していただきたい。利用者が最新の製品を選択し、利用できる機会を増やすことができます。  |   |
| 19-6<br>全般  | 毎年、定期的に、価格申請、価格改定申請の受付を行って頂きたい。   |   |
| 25-9<br>全般  | 利用者が最新の製品を選択し、利用できるよう定期的な申請の受付を希望します。   |   |
| 25-10<br>全般 | 利用者の新たなニーズを満たす新製品などで、現在の価格表の項目に合致しないものがあります。そのような新製品の申請について常時相談できる窓口（メールではなく）を設けていただくことを希望します。          |   |
| 25-11<br>全般 | 収載中の各部品の項目の見直し等、価格表の記載内容や分類などの大幅な変更を実施される場合は、情報の正確性を保ち利用者の混乱を回避するため、申請企業への確認協議を希望します。                   | 厚生労働省へ要望を提出いたします。   |

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 25-13<br>全般   | 利用者の生活上のゴール、身体機能、生活環境の変化に適切に対応してけるように、完成用部品について、試着評価の上で処方判定を受けることが望ましいと考えます。全国で利用者が試着評価できる仕組みを官民協働して検討していけないでしょうか。  | 必要だと思われますので、厚生労働省へ要望を提出いたします。   |
| 24-10<br>工学   | 工学的試験評価概要（様式-4）で、工学的訴権評価基準を事前に提示してもらいたい。試験の時期に公的機関など試験場所が混雑し、期間内に出来なくなる場合もあるため。   | 厚生労働省へ要望を提出いたします。   |
| 17-2<br>フィールド | フィールドテストにおいて、申請告知から締切まで期間が短いため、フィールドテストのみ期限を2～3か月先に出来るものならして欲しい。もしくはスケジュールがある程度示して欲しい。そうすればスムーズに準備が出来る。   | 厚生労働省へ要望を提出いたします。<br>完成用部品ができた時点で申請受け付けの前からフィールドテストは進めてください。                                    |
| 25-8<br>フィールド | フィールドテスト依頼時に、倫理規範の尊重を確認するためのガイドラインを作成いただけないでしょうか。   | 現在のところ各メーカーにヘルシンキ宣言に示された倫理規範を尊重して実施するようお願いしております。<br>ガイドラインの作成希望が高い旨、厚生労働省へ提出いたします。             |
| 1-7<br>価格     | すべての収載に関して、価格の調査は毎年決まった時期にやっていただきたい。限られた予算のなかの配分だけの問題なので、価格を引き下げられるものは下げたうえで、上げるべきものは上げたい。出荷状況（数量）に関しても示せば示すことはできるので、価格動向の加重平均を取ったうえで全体的に資源を配分してほしい。                    | 検討し、提案に含めたいと考えます。   |
| 4-7<br>価格     | 改善した方が良いと思われる点で、価格の項目で、年度ごとに価格変動ができるようお願いしたい。材料費が年々上がっています。コスト削減のため、海外工場での生産も検討はしています。しかし、海外でも材料費・人件費の高騰で製造コストが増加しています。企業努力で削減を行っていますが、限界もあります。年度ごとにある程度の変動を検討していただきたい。 | 申請受付が定期的に行われれば、価格変更申請自体は行えると考えられます。こうした価格調整の観点からも申請受付が定期的に行われるよう、厚生労働省に提案したいと考えます。              |
| 10-4<br>価格    | 価格の変更申請について、価格の変更申請の機会を増やして頂くことを検討していただきたい。輸入品の場合は為替の変動により、輸入価格が変更してきます。価格の引き上げ、引き下げの申請機会を増やしていただければ、ユーザーに実勢価格にて提供することができるようになります。                                      | 各年度に一度の頻度での変更申請の機会を確保することを提案したいと考えています。なお、年度途中の価格変更については、制度上あるいは購入者（義肢等製作事業者）の事情を考えると難しいと思われます。 |

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 17-1<br>価格 | 価格根拠フォームの「販売価格にしめる費用・利益の割合」の箇所の「管理費・販売費等」について。どこまでが経費となるのか示して欲しい。例) 在庫管理費、カタログ作成費、デモ機貸し出し経費、展示会出展経費、データ登録料etc. また、10万円のものとは2000円のものでは経費割合や原価率も変わってくるはず。そこを加味して欲しい。 | 前者（販管費の範囲の明確化）、後者（原価率、経費割合の扱いにおける価格の違いの考慮）について検討し、厚生労働省への提案を纏めたいと考えます。 |
|------------|--|--|

表7. 検討事項

| 整理<br>番号    | 質問   | 回答   |
|-------------|--|--|
| 5-5<br>全般   | 認可通知について、申請が却下時にはその理由を書面でいただくことはできますか？   | 検討したいと思います。  |
| 8-4<br>全般   | 装飾性の評価について、義手において装飾性が良いことは大変重要であると思われます。その為に長い時間をかけて調色や製造方法を研究し開発してまいりました。今後も出来るだけ国や使用される方の負担を少なく製品を提供したいと考えておりますが、材料費の面だけではなく、弊社のこだわる開発、技術力に対する評価もご考慮して頂きたいのですが、いかがでしょうか。 | 難しい問題です。検討したいと思います。  |
| 10-6<br>全般  | 申請時に申請部品を提出しなければなりません、部品は早めに返却していただきたい。  | 少ない人数で確認作業をしていますので難しい問題です。早めに返却できるようなやり方を検討したいと思います。                                   |
| 24-13<br>全般 | 申請部品返却希望についての要望（様式11）。返却を早くしてほしい。  | 検討したいと思います。  |
| 25-12<br>全般 | テクノエイド協会が実施しているような利用者のニーズを把握するための活動について、完成用部品制度について特化した共通アンケートなどによる利用者ニーズの把握の仕組みを、官民協力のもと、既に進行中の研究活動などとも連携も視野に置き実施していくことを希望します。  | 組織間連携になりますので、簡単には実現ができません。検討してみたいと思います。  |
| 19-2<br>工学  | ライナー、フォームカバーなど小物については規格がなく、工学的評価ができない。規格、若しくはガイドラインが必要ではないか？   | 現状では規格がありません。補装具評価検討会では個別の製品ごとに診査確認しています。一般的には工学的評価が必要ない場合が多いと思われます。今後、検討していきたいと思われます。 |
| 19-8<br>工学  | 定期点検制度の導入について、メーカーが耐久性を評価して、3年以上の使用を可能とした高機能パーツについては、その機能を維持するためにも定期的な点検、メンテを行うことにより耐用年数を超えての使用を可とする。そのために点検制度を導入し、点検のための価格を設けることを検討頂きたい。                                  | 検討したいと思われます。   |

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 25-2<br>工学 | 工学的評価で、シリコンライナーなどの、既製品として製造され、装着者の肌に直接接触する製品について皮膚への害の有無など、利用者の安全にかかる試験の規格やガイドライン等を新たに設定することを検討すべきではないでしょうか。   | 検討します。   |
| 25-3<br>工学 | 工学的評価で、工学的試験に関連する規格について、簡易に閲覧確認できるホームページなどを整備していただけないでしょうか。  | これに近いものを国リハ研究所福祉機器開発部第一福祉機器試験評価室のページに作成していますが、検討します。   |
| 25-4<br>工学 | 工学的評価で、工学的評価を満たした結果、価格表に記載されている製品について発生した事故やひやり・はつと事例を集約し、出荷後の完用部品がより利用者に安全に使用されるための仕組みづくりを、国立リハや関係省庁を交えて検討していけないでしょうか。  | 従来から、考えていますが、良い方法が決められずにまだ実施していません。検討したいと思います。   |
| 25-5<br>工学 | 工学的評価で、耐用年数について、「通常の装着状態において、当該材料、部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものである。」とされています。ですから、装着者の体重や年齢などにより、実際の安全年数が多様であることは理解しています。ですが、利用者の安全安心を確実にするために、耐用年数経過後の完成用部品の使用については、耐用年数経過時の点検を制度として確立していけないでしょうか。 | 検討したいと思います。  |
| 4-6<br>価格  | 改善した方が良いと思われる点で、価格について、販売店への卸価格が基準になっていると思います。しかし、他社は弊社の卸価格以上であったりします。価格の基準も明確にしていきたい。   | 制度上、申請価格に対し、一定の部品管理費等完成用部品購入者にかかる所要費用等を見込むようになっています。現状では、見込み費用算出のロジックは公表されていませんが、この点についての透明性確保について課題提起したいと考えています。                    |
| 10-1<br>価格 | 価格根拠について、申請書式様式3の申請部品に係る価格根拠の「製造品」と「輸入品」の区分けをご教示下さい。   | 海外に立地する同グループ企業による生産部品と自社の海外工場などでの生産部品をどう区別するか難しい点があると考えられます。国外での販売実績がある部品について外国価格を記載する事項を残したうえで、「製造品」と「輸入品」の区分の除去することを検討・提案したいと考えます。 |

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 19-5<br>価格 | パーツの平均価格について、申請時に平均価格を超えた場合は別途その理由を記載しなければならないが、平均価格が妥当なものかどうか疑問。分類についての考え方を明確にさせていただくと共に、見直しが必要と考える。 | 平均価格より高い場合にその価格付けを認めないというのではなく、あくまで背景をお伺いするという現状の様式のようになっています。「平均価格が妥当なものか」という点については、今後部品分類の区分について機能面を考慮したより細かくかつ実用的な区分の検討が必要かと考えます。 |
|------------|---|--|

## 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究 3-2. 補装具費支給制度の課題抽出（2）

研究分担者 相川 孝訓 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部第一福祉機器試験評価室長  
研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
義肢装具技術研究部 主任義肢装具士  
研究分担者 我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
障害福祉研究部 研究員

### 研究要旨

補装具完成用部品指定申請に関する課題を抽出するために、平成24年度の指定申請を行った業者に対して電子メールによるアンケート調査を実施した。指定申請の様式や手続き上の問題点を確認するために、申請書類作成時の問題点、改善点、要望等についての意見を収集した。得られた結果について整理して、システムの改善のための改良点について検討し、改善案を作成した。

#### A. 研究目的

補装具費支給制度における課題を抽出し、現在のシステムに反映させる。研究目標としては、補装具完成用部品指定申請に関する課題を抽出する。

#### B. 研究方法

平成24年度の補装具完成用部品指定申請を行った業者に対して電子メールによるアンケート調査を行った。指定申請を行った32社の業者に対して申請に関するアンケートを行った。設問としては、指定申請の様式、書類の内容、問い合わせ、その他などである。得られた結果について整理して内容を検討した。

#### C. 研究結果

指定申請を行った32社の業者に対して電子メールでアンケートを依頼して、17社からの回答が得られた。回収率は53%になる。指定申請の様式のうち、見直しの可能性がある様式と、手続

き上の問題について確認した。確認した事項は、以下の①から⑫の12項目になる。

- ①様式2 申請部品一覧
- ②様式3 価格根拠
- ③様式4 部品概要
- ④様式5 工学的試験評価概要
- ⑤様式6 フィールドテスト結果
- ⑥様式7 フィールドテスト被験者リスト
- ⑦作成ファイル形式について
- ⑧記入要領について
- ⑨記入例について
- ⑩参考資料について
- ⑪問い合わせについて (youbou@rehab. go. jp)
- ⑫その他

個々の項目毎に得られた回答を集計整理したが、回答件数が少ないため、意見・要望の羅列にとどめた。現状で良いという意見もあったが、これらは件数には含めなかった。具体的な内容の意見・要望を件数としてまとめた。個々の意見・要望を以下に示す。個々の会社で複数の意見・要望

がある場合もあり、意見ありの件数と意見・要望の件数は必ずしも一致していない。

### ①様式2 申請部品一覧（意見あり3社）

・Word・Excelの2つの作成を行うが、記載ズレのミスも考えられるため、Excelで作成し、貼り付け。PDFを正式申請書となるのが望ましいと考える。

・同様の書式である様式9, 10, 14に関して、区分・殻/骨格・備考（部品名）の欄がないため、製品の区別が困難ではないかと感じます。

・エクセル書式も配布されていたため記入に作成に手間がかかりませんでした。要望・改善点特にございません。

### ②様式3 価格根拠（意見あり14社）

・個別商品について、費用や利益の割合を出すのは難しいと思います。一般企業ですから毎年業績は変動します。販管費の多くは人件費等の固定費となるため、販売数の増減によって1製品に占める販管費の割合が大きく変わってきます。弊社は上場企業のように大がかりな会計システムを導入している訳ではないので、求められているような製品別の費用割合を出すのは難しいと感じました。現状では、ある程度、商品カテゴリ別に固定費用を按分した管理会計的なアプローチしか取れていません。

・3-1 申請部品がわかる程度にして枠を広げる。価格等の情報は、別枠を設けることを考える。

・3-2-1について、原材料・その他の記載が不明確。また原材料は変動する、開発経費は、どこまで入れるか？（回収性の判断）は、生産予想量を大きく見積もったときのズレのバッファをどこで配慮するか？等が考えら得るリスクをもって価格・利益等に還元しているため、利益の基準の妥当性をどのように判断されるのか？曖昧と

感じます。

・3-2-2 海外との共同開発品にて製造を海外になる場合、輸入品となるケースも考えられる（海外製品をそのまま輸入しても日本人使用に変更する場合もあるため）。

・3-3 輸入品の場合、海外では、パーツとして販売していない装具（完成品装具）等がある。その場合、国内に対して分離（単独）の作業を進めることとなることで費用が上がるケースあり。

・3-4 製造原価、及び輸入原価について、量的契約等判断しているが、50～55%、また利益率10%以下にすることが妥当であるか？判断しづらい。これらの妥当性・値の検討を進めてもらいたい。

・3-5 3-5-2 カテゴリにおける平均価格として、構成される部材に幅がある。分類・カテゴリを増やす等にて、妥当な価格を検討をお願いしたい。

・3-5-2 記載しづらい。同じような記載をなる場合が、考えられる。もう少し大きな定義で記載。または、評価項目に対して、記載した後、詳細説明する等の方法を考えてもらいたい。

・3-5-2 価格に関係なく3-5-2は必要と考える。機能・特長については、既存との同等性・有意性として示すのであれば、JIS、または基準をある程度明確にしておきたい。

・単価の異なる品目の算出で、管理費をどう反映するか苦慮しました。単価が変わっても個別流通経費等は変わらないため、品目ごとに算定すると単価の低い品目では管理費の比率が大きくなり、単価の高い品目では小さくなります。今回はその中間値をもとに算出しましたが、再考の必要を感じています。

・3-1 申請部品の枠を大きくしていただきたいです。型式や備考などは文字数が多く見難くなるため、変更した方が確認も容易であると考えます。

・金額や%入れる必要性などもあるので、フォーマットをエクセルの形式に変更していただきたく思います。

・輸入品の外国販売価格の記入について。国内製造品も、その多くが外国で販売されております。公平性を考えた場合、国内製造品に関しても、外国販売価格の記入は必要ではないでしょうか。

・3-2-1の項目中の2, 3, 4の記入が難しい。2の中間業者による流通経費、マージン等がわかり難い。3の生涯生産予測数は、初めて申請する種類の部品では全く見当がつかない場合が多いと思われまます。例えば特定疾患が対象の部品は500、汎用性が高い部品は2000などの目安となる指示があっても良いのではないのでしょうか。（この500、2000に根拠はありません。）4の申請者利益も、販売数の予測が困難な場合に一ケの製品当たりにもどれだけ載せて良いものか判断が難しい。（たくさん売れるなら薄利多売もできるが・・・）

・価格構成が基準と異なる場合に、どの程度の説明が必要なのか例のようなものがあると良い。不備がないとされるために必要と思われる情報と判読し易さを勘案した際に、どのように記載するか迷ったため。

・比較対象がない場合は、どのようにすれば良いかわかりにくかったです。（平均より高いか安いのか選択できなかったため）

・記入サンプルが配布されていたため記入に混乱はありませんでした。要望・改善点特にございません。

・記入項目において数値は数値、文字列なら文字列を、それぞれ入力できるようにレイアウトを工夫して頂ければと思います。

・弊社の場合、開発部門が組織化されていないので、長年に亘って発生した実際の開発費（人件費、材料費他）が正しく積算出来ない。また製品寿命に関しても予測が困難。

・価格根拠の販売管理費等を算出するにあたり、弊社は決算書に基づいておりますが、この方法が適当なのか知りたい。原価と利益の間にある費用を算出するにあたって、基準となる計算方法があれば提示してほしい。3-3における輸入品の外国販売価格ですが、この価格は海外メーカーがどこに販売する価格でしょうか？代理店なのか？義肢製作所なのか？または、海外メーカーが義肢製作所を兼ねている場合、エンドユーザーへの販売価格なのか？

・毎年、同じ担当者が申請書類を作成すればよいが、担当が変わった場合、販売管理費や流通経費をどこまで計上できるのかなど、判断に迷うケースが想定される為、記入例があるとわかりやすいと思います。例）・倉庫経費・国内運賃・販促費  
・申請部品が製造品の場合と輸入品の場合の申請書を分けた方が、未記入箇所が減り書式としても、すっきりとするのではないのでしょうか？もしくは不要箇所を申請者が削除するように指示いただく方法でも良いと思います。

・3-1 申請部品欄の記入欄が狭いので、部品番号など長いものは改行して見づらい縦長になってしまいます。できれば改善をお願いします。

・3-2 1製品当りの販売管理費の算出は困難なため、直近の損益計算書の販管費比率を一律に準用しています。これは展示会参加やサンプル提供などの拡販活動を既存の営業組織で行っており、現状ではこれらの経費を切り分ける仕組みがないためです。製造品、輸入品に適用できる現実的であり良い販売管理費比率算出の方法があればご教示をお願いします。

・3-3 輸入品の外国販売価格情報は入手が困難です。取引年数や取引量などの取引関係で販売価格は多様であること、自社購入価格以外の価格情報は仕入先にとって社外秘であることから、情報提供を求めても返答してきません。



### ③様式4 部品概要（意見あり4社）

・枠が小さい。概要と詳細を書ける様式であることが望ましい。また添付文書・資料等を列記する場所もあるとよいと考える。

・保証期間を記入する欄がありますが、記入欄を以下の例のように充実し、利用者の安心安全を高めていければと考えます。

保証期間（例36ヶ月）、保証期間中の点検の要否（ ヶ月毎の点検が必要、 不要）、保証期間経過後の修理対応の有無と対応期間（ 対応あり 対応期間 ヶ月、 対応無し、）

・テクノエイド協会HPの完成用部品検索に反映されている内容と、同内容のため利用者も判断しやすい効率的な情報にまとまっていると感じます。

要望・改善点特にありません。

・機能（効果）に属すると思いますが、他の類似する完成用部品との違い等をもう少し詳しく記入できるスペースがあれば良いと思いました。

### ④様式5 工学的試験評価概要（意見あり9社）

・出来ればエクセルへ統一していただきたいと思います。申請部品の入力項目は様式2からコピーして使えるようにしていただくと大幅に作業時間が短縮されます。

・他の様式とも関連するが、初段の申請番号…部品名等の欄は、様式全てに統一がよい。

・前例のない品目の申請で、工学的評価参考資料3・類似品目と照らし合わせ、今回の申請品目は必要が無いと思われましたが、メーカーに依頼し試験結果を別添しました。機械工作品でないと工学的試験内容に該当させるのは無理があると感じます。

・下肢装具の股継手を申請しましたが、JIS規格では膝継手と足継手の基準しか設けられてなく、股継手の規格はありませんでした。試験に際して

の基準値も異なって来ると考えられるので、部位別の基準が必要ではないかと思えます。また継手使用の対象者が装具を着用することで目的を十分に果たす場合もあり、この様な場合は試験の数値が基準値を下回っても臨床面での評価を重要視して頂きたいと思えます。

・工学的試験評価については、必要なしであり問題ないとのことでしたが、例えば経皮毒性等データあればベターとのことでしたが、時間の関係上、データ入れることができなかつたです。想定できる試験例等を挙げて頂けると機転も利かせることができたかと思えます。

・今回はISO取得済の製品のため、記入の不都合を感じませんでした。要望・改善点特にございません。

・JIS規格等の適用できる公的規格がないので、設計思想も、構造も異なる膝装具のJIS規格を準用して試験評価したが、安全確保の面で多少不安を感じている。

・試験結果項目に合格不合格 以外に、一部合格現在試験中という項目を作って頂き、実情に即した細かな配慮に感謝いたします。今回申請させて頂いた座位保持装置保持：屋外用フレームはフィールドテスト等で屋外での走行性の良さを評価して頂き、ガタツキ感の無さは固定車（折りたたみ不可）の特性と理解していました。しかし走行耐久試験ではショックの逃げ場がないという状況により、設計時から自信のあった強度面でフレーム破損という結果になりました。出来る限りの改良をメーカーと行き、又評価センター様も夜を徹してご協力頂きましたが、申請期限が迫っている事から、申請見送りも覚悟しました。しかし上記試験結果項目のおかげで、適応体重を50kgにして申請させてもらうことが出来ました。

・5-1 1つの申請部品に対して数種類の試験を必要とする場合、現状の様式では規格の有無、試験

評価内容及び試験条件を記入する欄が1種類の試験分しかないため、整合性が取れず、記載が困難です。

#### ⑤様式6 フィールドテスト結果(意見あり7社)

・フィールドテストの総括が記載できる様式が必要と考える。

・座位保持装置用部品の場合の記入例があったら良いと思います。

・今回の申請では、同様の構造(体重制限も同じ)でサイズが複数あり、サイズによって価格が異なる、という製品(座位保持装置部品)が2種類(4サイズと6サイズ)ありました。これらの品目はすべてサイズ毎の申請となり、工学試験レポートやフィールドテストは共通のものを提出可能と事前確認させていただきましたので、各申請書類(10申請品目)にそれらの同じ書類を印刷し、添付資料として提出させていただきましたが、同じ書類を大量に印刷し、添付することに非効率さを感じています。1つの書類が複数の申請品目に共通して提出可能な場合、各申請書類への添付ではなく、該当する書類を参照できる項目を様式へ付加するなど考慮いただければ幸いです。

・ドクターの意見を記入する個所の様に、安全面は？耐久性は？等のような質問項目があると被験者も回答がしやすいのではないかと感じました。

・使用日数が90日に満たない症例があるため、評価期間が90日に満たないフィールドテストに関しても認めて頂ければと思います。

・試験条件の欄に部品名・完成用部品名・メーカー・品番の枠を設けて頂くか、別紙として一覧を設けて頂けると記入方法が統一されて良いのではないかと思います。

・被験者情報の職業欄では記入方式ではなく、チェックリスト形式にするとよいのではないかと

思いました。例) 会社員 公務員 自営業 無職 他

・装着時写真を貼付する箇所は、写真1枚分の挿入スペースしか設けられていないため別紙にて記入用紙を設けた方がよいのではないかと思います。

・被験者情報の日常使用している物の主なパーツを記入する欄に商品名・形式・会社名の枠を設けて頂くか、別紙にて一覧を設けて頂くことにより記入漏れを防ぐことができると考えます。

・被験者の意見の欄に本人が記入できない場合、介護者が記入してくださいとありますが、どちらが記載したかわかるようにチェックボックスを設けると良いのではないかと考えます。例)

本人 介護者

・記入項目の中で被験者ごとに変わらない項目(試験条件、製作担当者の評価)はページを改めて一枚に纏めて記入することはできないか？

・国内において、3例のフィールドテストが求められていますが、もっとも得ることが難しい情報でもあるので、海外でのフィールドテストデータも含めて3例としてほしい。

#### ⑥様式7 フィールドテスト被験者リスト(意見あり3社)

・申請期限から考え、この評価期間は厳しいです。毎回申請している企業は、内容を把握しているので準備できますが、全く初めての申請なのでテストを依頼するのに苦労しました。出来れば、申請の告知から提出期限までを評価期間以上に設定していただくようお願いします。

・様式6と重複するため、様式6・7で統一することは可能でしょうか。

・記入項目が明確で問題を感じませんでした。要望・改善点特にございません。

### ⑦作成ファイル形式について（意見あり6社）

- ・エクセルに統一していただきたく思います。新規申請分は数が少ないので支障ないのですが、既登録製品の価格変更や様式15については、いちいちファイルを開いて入力していくためにかなりの手間がかかってしまいました。
- ・様式別にファイルの作成としておきたい。写真・画像等を用いると1ファイルでは重たくなるケースがあった。
- ・Word・Excel等の記載については、出来る統一した形態にしたい。
- ・申請形態について、部品1に対して、様式1～7等の形態で整理した方がよいと考えられる。共有できる場合も部品別に資料構成する方がよいと考える。
- ・目次、頁について、番号は、様式毎、参考資料毎等に分けた方式としたい。
- ・用紙縦・横が組み合わさっていないほうがよいと思います。
- ・各申請様式を、エクセルに統一していただきたく思います。申請する製品数が多い場合、ワードではデータの管理が困難です。自社で変更可能とのことでしたので、本年は可能な限りエクセルに変更して申請書類を提出しましたが、不足等ないか不安です。フォーマットをいただければ幸いです。
- ・ファイル形式に問題は無かったが、括弧が図形だったり、記入欄がスペースと下線で表現されていたりすると、文字数に応じて図形やスペースを調節しなければならなかったため、記入欄の作成方法には改善の余地があると感じた。
- ・2010年版のオフィスを利用していますが、バージョン書き換えは特に問題を感じませんでした。形式についての要望・改善点特にございません。
- ・最終的にPDFにまとめるので、PDFのみのデータ提出も認めてほしい。

### ⑧記入要領について（意見あり8社）

- ・以下の記述がもっと簡潔にまとめられていると分かりやすいと感じました。  
「・サイズ違いのみの場合には、工学的評価及び臨床的評価（フィールドテスト）については、各サイズの結果ではなく、共通の結果を用いることは差し支えありません。  
・適応体重が異なる部品の場合には、適応体重に対応した工学的評価結果が必要となります。その際、臨床的評価（フィールドテスト）については、共通の結果を用いることは差し支えありません。」
- ・付録の平均価格に関して。PDFでなく、元データをいただきたいです。申請製品数が多い場合、確認が困難なためです。
- ・「参考資料」と「添付資料」の表現および、資料がいずれに当たるのかが分かり難かった。問い合わせた上で作成したが、記入要領から受ける印象と異なる場合があった。必須資料とその他資料（極力付ける／可能な範囲で付ける）をそれぞれまとめた情報があると良い。
- ・問題なく拝読し理解できました。要望・改善点特にございません。
- ・「・・・ヘルシンキ宣言に示された倫理規範を尊重して・・・」などの表現は、常識的に判断して、医師に協力同意書をとるなど処理してもらっていますが、守るべき項目を具体的に明記してほしい。実際にヘルシンキ宣言を調べるのは結構大変です。
- ・他の項目に関しましては、全く問題を感じませんでした。特に、記入要領・記入資料・参考資料については非常に丁寧に作成して頂き、申請書作成作業に非常に役立ちました。
- ・記入要領の12その他の（2）提出する書類の編纂方法の①目次とインデックスをつけてください。ですが指定申請書に最初から目次の項目だけ

のページがあれば助かりますページ数はそれぞれ異なるでしょうから項目だけでもと思いました。パソコンが苦手な者の気持ちです。

・申請部品は、「（指定基準）の通知項目に必ず準拠してください」とありますが、完成用部品の指定基準拡大の必要性の要望を汲み上げていただくため、従来の通知項目にないものも申請できるようにご配慮をお願いします。

・価格や適応体重等の違いが無い場合には、サイズ違いを1件の申請にまとめることができる記述がありますが、左右違いについても言及をお願いします。

・システムとして申請する場合は、申請番号を連番とし、さらにシステムを表す記号等を付記すれば、容易に同じシステムの申請として識別できるのではと思います。

・様式3の輸入品の場合、製造国における販売単価が確認できるカタログは目にすることはありません。通常カタログには販売単価が記載されていません。価格表等の書類の原本は、近年電子化されてきており、紙ベースでは画面どおりに出力できないことも多く、添付しづらい状況があります。

・既記載部品のサイズ違いの申請については、申請内容の大幅な簡略化をお願いします。

#### ⑨記入例について（意見あり7社）

- ・これにはとても助かりました。
- ・目次・インデックスの記入例もあったほうが良いです。全ての基本記載について、事例を作っただけだと幸いです。（記入例を見て、作成するため）
- ・記入要領と記入例がもう少しリンクしていると分かりやすいと思います。
- ・座位保持装置用部品の場合の記入例があったら良いと思います。

・様式3にて記入したが、記入例がもう少し充実していると、確認される方に必要な情報を過不足なく記載出来るのではないかと。

・わかりやすく参考とすることができました。要望・改善点特にございません。

・他の項目に関しましては、全く問題を感じませんでした。特に、記入要領・記入資料・参考資料については非常に丁寧に作成して頂き、申請書作成作業に非常に役立ちました。

#### ⑩参考資料について（意見あり2社）

・参考資料についても、編集方法含めどのように提出するべきか説明が欲しい。

・他の項目に関しましては、全く問題を感じませんでした。特に、記入要領・記入資料・参考資料については非常に丁寧に作成して頂き、申請書作成作業に非常に役立ちました。

#### ⑪問い合わせについて（youbou@rehab. go. jp）（意見あり7社）

・初めての申請で、何をどう質問したらよいかも分からない状況で問い合わせをさせていただきましたが、早々にかつ丁寧に回答いただき大変助かりました。

・口頭での問い合わせ連絡先を設けていただきたいです。問い合わせ内容を明確にするために文章化して問い合わせをすることは必要と思いますが、聞きたい内容などが旨く説明できない場合があります。

・過去の問い合わせ内容とご回答で、全ての申請者に関わる内容に関しては、公表を希望します。

・過去の問い合わせ内容とご回答で、全ての申請者に関わる内容に関しては、公表を希望します。同一の質問を避けることができ、不明点を明確にすることができると思います。

・工学的試験の可否を問合せいたしましたが、大変丁寧に対応して頂いて助かりました。

・迅速に対応いただき助かりました。

・数回お問合せしました。非常にご丁寧、迅速に回答をいただき感謝しております。

・今回メール利用はなかったですが、実際にお会いする時間を割いていただきありがとうございます。

・国リハ様が窓口になっていただいておりますので、質問にも回答いただいておりますので、非常に助かります（テクニカルな質問に関して教えていただける）

## ⑫その他（意見あり13社）

・今後とも、このようなアンケートを実施して改良していただければ幸いです。弊社としては、微力ながら応援させていただきます。

・新製品として、新規提案をしたいものであっても機能性を多く説明できる部分が少ないです。

・新製品として、既存のカテゴリーに区分されないものについての新規のカテゴリー申請をどのようにするのか？わかりにくいです。（医療用具等の申請のように新規・既存同等、等）。

・申請については、年1～4回申請できることを望みます（3年だとその年に申請認可されないと次の期間まで時間がかかるため）。

・区分・名称がわかりにくいものが多いです。古い定義なのか？定義を改めていただくと幸いです。またJIS等の標準が準備されることを望みます。

・本制度が、更正装具・義足の認識であることは理解していますが、治療用装具としての装具製作があるため、それも含めて制度に変更していただけると幸いです。（今後、ロボット・電気刺激装置等の歩行支援装具等は、これらに分類に含まれていくのでしょうか？）

・今回初めて申請を行い、完成用部品は継手やコネクターなど機械金属加工品に対しての様式になっていると感じました。車イスや装飾用手袋、

指装具部品のタガワ製品やリングメイトに見られるように、そのものが完成品となっている品目もあり、当社申請品目がどの項目に合致するか苦慮しました。そのような品目に対しての記入様式も考えていただくとありがたいと思います。今後、使用者のニーズの多様化に対し完成用部品の広義での対応をご配慮いただきますよう望みます。

・申請受付と締切日をより早く教えていただきたいです。また、定期的な受付を希望いたします。より機能が優れ、価格面でもメリットのある新製品を毎年発売開始しております。出来る限り早く、より良い製品を使用者の皆様にご使用いただける環境とするためにも、短い期間で、定期的に申請受付をしていただけることが非常に大切であると考えます。

・既収載品の補装具製作者への販売価格についてお願いします。弊社は過去、既収載品の販売価格を変更したことは一切ございません。しかしながら、厚生労働省よりいただく通知のデータを確認すると、毎回金額に誤差が生じております。平成21年度のデータで誤差を確認した際に問い合わせを行い、微細な誤差は修正していただきました。が、平成23年度のデータを確認しますと、再度、多数の誤差が生じておりました。大きな誤差については価格変更の申請をするようにとのことでしたが、時間がかかり、お客様からも、金額を変更したのかという苦情の電話をいただき、企業イメージに影響しております。また、どの金額を基準とするかによって、価格根拠の様式に記入する要件も変化するため、判断に苦慮しました。何故このような誤差が生じるのか、確認していただけますよう、何卒お願い申し上げます。

・90日間のフィールドテストを余裕を持って行う為に、申請受付期間をもう少し長くして頂ければ幸いです。

・この度初めて申請させていただきました。記入

要領に倣って資料を作成しましたが、結果が出るまでの長い期間、記入要領に表現されきれていない要件や、意味の取り違いによる記載不備が無かったか不安が残ります。度々申請出来るものではないため、提出後に受付側からの確認が入るシステムであると良いと思います。

・今回の申請においては、新規申請と既収載品に関する価格根拠の提出がございました。7月20日に第一報にてお知らせいただいていたのですが、既収載品（当社の場合は約150製品）について全ての価格根拠（過去入荷したインボイス、通関書類、送料請求書、保険請求書）をファイルや通関業者、輸送業者から確認し、提出書類へとまとめる作業は非常に膨大なもので、深夜に及ぶ作業が続き、負担が著しく重いものでした（今回の申請準備にかかった工数として合計約530時間。その半分は時間外作業です）今後は新規申請と既収載品の価格根拠の提出は別の時期にて行っていただく。また、価格根拠提出については、新規受け付けの有無に関わりなく発生するものであると考えますので、既収載品の価格根拠提出については、提出受付時期を明確に定めていただく、毎年書類の見直しをされるのであれば、準備期間を最低3ヶ月は取っていただきたく強く希望いたします。

【以後追加分】申請時にはいつも正本・副本・弊社の控えの3セットを準備いたしますが、今回は正本のファイルが13冊になりましたので、計39冊準備をいたしました。正本から副本、控えの2セットをコピー、ファイリングする作業は、8名のスタッフで約5時間、コピー機3台を使用しました。印刷に使用した紙については準備期間も合わせると15,000枚程度にのぼるかと思います。このように提出ファイルのコピーにおいても、非常に多くの工数と紙を使っております。今後、可能でしたら、正本の提出とデータでの提出を認めていただくことをご検討いただきますよう、どうぞ

よろしく願いいたします。

・初めての申請であったので、非常にわかりにくく弊社のような装具メーカーでないところから申請はかなりむずかしさを感じた。BF0を例として、何が装具として認められるかわかりにくいのも難点と感じています。良い装具を届けるため、患者さんのご負担を低減してもらうため申請を致しましたので、装具として認めて頂けるかわかりませんが、有用な装具はまた他にも沢山あると思っています。こう言った申請を一般的にもわかりやすいように公表すればなお良いと思いました。

・申請受付を随時行って頂けることを望みます。  
・申請後の完成用部品に認可されなかった場合、次回の申請準備に活かす為、明確な理由を開示して頂きたいと思います。

・削除・変更に関する申請書に殻・骨格・装具等を記入する欄を設けて頂ければと思います。

（1つの品番で殻・骨格にまたがって掲載されている完成用部品が存在するため。）

・今回のように指定申請の正式受け付け公示から提出期限までの期間が短いと、部品によっては申請に必要なサンプル数を揃えるために、かなり過去に遡って見つける必要があり、医師への協力依頼に苦労した。常日頃からの準備不足は反省点ではありますが、出来ることなら申請受付は毎年あるいは隔年実施と言うように決めておく方が対応しやすいと思いますが？

・各様式毎に、申請部品について、申請番号、メーカー名、部品番号、部品名の記入をすることになりますが、各様式毎に記入欄の形式が異なりコピー転写できないので、面倒でもありミスの原因になるので神経を使うし労力も大変です。記入欄の形式を統一してもらうと良いと思います。

・認可されなかった時の理由を詳しく提示し、申請する企業数も限られている状況ですので、再申請に際しての指導が受けられる相談窓口を設け

てほしい。

・申請書類の部分的な改良・改善はいいことだと思いますが、次回申請に備え準備する性格のある書類については、大きく様式を変えないでいただきたいと考えます。例) フィールドテスト結果、工学的試験評価概要。申請書類とは別ですが、申請時期についてのおおまかなスケジュールが出来るかと非常に助かります。年1回や、2年に1回等、申請を受け付ける方針等でも構いません。他の項目に関しましては、全く問題を感じませんでした。特に、記入要領・記入資料・参考資料については非常に丁寧に作成して頂き、申請書作成作業に非常に役立ちました。

#### D. 考察

得られた要望は、完成用部品指定申請書類作成担当者が感じた生の声を反映していると思われる。完成用部品の指定申請は毎回継続して申請している業者が多いものの、今回が初めての申請の業者もあり、申請業務への理解の程度が異なっており、これらが、調査結果にも表れている。

申請書類の書式については、概して大きな問題は無いようであるが、データ入力時の困難が挙げられていた。件数が多くなれば、入力やデータ整理のし易さが処理時間に大きく影響するため、データ入力のし易さと受付後のデータ整理のし易さから考慮して、書式の再検討が必要であると考えられ、修正を検討したい。また各書式の共通表

示項目の共通化や十分な記入スペースが必要であろう。各様式の入力に関しては、特に価格関係の項目についての要望が多く得られており、より分かり易くする方策が必要になろう。工学的試験評価結果やフィールドテスト結果を複数の申請で共通に使用する場合の書類の作成方法については、必要に応じて省略している企業がある反面、個々の申請別にコピーした書類を揃えている企業もあり、省略方法についての記載を追加する必要があるかも知れない。記入スペースの拡大などは認めており、ある程度の書類作成のため配慮はしてあるものの、書式を固定化してとらえられる場合もあるようで、そのまま使えるような書式にしておいた方がよいかも知れない。ただ、今回の記載内容についても読んでいなかったり、理解していないと思われる事例も見受けられたため、この点についての対策も検討する必要があると思われる。

問い合わせなどに関するバックアップ体制については、回答から判断して、現状で問題ないと考えられ、今後も同様な体制で進めて行けば良いと思われる。

今後、完成用部品指定申請はどうあるべきかという視点に立っての検討が必要な時期に来ていると思われる。障害者自立支援法から障害者総合支援法へ移行するのに合わせて、検討を進めていく必要があるだろう。

【付録】アンケート用紙

平成 24 年 11 月 15 日

補装具完成用部品指定申請  
担当者 様

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
相川孝訓、山崎伸也、我澤賢之

補装具完成用部品指定申請に関するアンケートへの回答のお願い

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

国立障害者リハビリテーションセンター研究所では、開設以来補装具完成用部品の指定申請の事務局的な業務に携わってきました。申請手続き開始前の申請書書式の見直しや、申請受付後の指定申請書類の内容確認、予備審査などを実施してきました。毎回、申請前に書類様式の見直しを実施してきているため、書類様式の体裁は整ってきてはいますが、まだ不十分と考えられる箇所もあり、これらの経験を踏まえてさらなる見直しを進めています。

さて、この度、指定申請の制度についての提言を出したいと考え、厚生労働科学研究に応募し、研究費を頂くことが出来ました。今回、平成 23 年度～24 年度の 2 年計画の研究課題「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究（H23-身体・知的-一般-001）」の一環として、補装具完成用部品の指定申請方法、指定申請書式などについての見直しを行い、最終的に厚生労働省へ提言することを目的に見直し作業を進めています。平成 23 年度は要望意見集約会を東京と大阪で開催し、要望の一部につきましては、今回の指定申請書類に取り入れました。今年度の平成 24 年度は、指定申請を経験された業者の方々には要望をお聞きして、より良いシステムにするための提言を作成するための一助にしたいと考えます。

今回の指定申請において、申請書類作成時の分かりにくかった点、改善した方が良いと思われる点、などについての要望を受け付けたいと思います。関連項目を挙げさせて頂きましたが、全てについて回答して頂く必要はございません。お気づきになった点のみについてご回答頂ければ結構です。メールもしくは添付ファイルで回答頂ければ幸いです。

なお、今回のお問い合わせは任意であり、回答の有無が今年度の指定申請の可否には全く関係ございません。しかしながら、より良いシステムへの改善のため、多くの方々のご回答を頂ければ幸いです。年末のお忙しい時期にさしかかりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

敬具

(本件に関するお問い合わせ先)

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部 相川孝訓  
〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1  
国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
電話 04-2995-3100 内線 2524 FAX 04-2995-3132  
電子メール youbou@rehab.go.jp



【回答用紙】

回答用紙に記載して電子メールの添付ファイルとして送って頂くか、以下の内容について電子メールに記載してお送り下さい。

◎電子メール送付先 [youbou@rehab.go.jp](mailto:youbou@rehab.go.jp) へ送付して下さい。

御社名

---

今年度の指定申請書類の作成において、以下の項目に関して要望や改良点、改善点などがございましたら、お知らせ下さい。

様式2 申請部品一覧

様式3 価格根拠

様式4 部品概要

様式5 工学的試験評価概要

様式6 フィールドテスト結果

様式7 フィールドテスト被験者リスト

作成ファイル形式について

記入要領について

記入例について

参考資料について

問い合わせについて ([youbou@rehab.go.jp](mailto:youbou@rehab.go.jp))

その他

# 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究 4-1. 車いすおよび座位保持装置の安全性に関する事項の制度改善についての提案

研究分担者 廣瀬 秀行 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部高齢障害者福祉機器研究室長

## 研究要旨

補装具完成用部品の改善策の提案を作成するために、現状の補装具費支給制度における安全性の確認に関する問題点について調査研究を実施した。主として車いすおよび座位保持装置にターゲットを絞り検討した。また、安全性に関する海外調査を実施した。

### 1 今年度の目的

ニーズに関係する項目のうち、安全性に関する事項の制度改善についての提案を作成する。

安全性に関する事項は、機械試験および臨床試験の観点から補装具費支給制度の課題を抽出するとともに、それぞれの確認方法についての制度改善策を提案する。さらに、安全性の基礎データとなる破損情報収集システムに関する提案も合わせて行う。

安全性に関する改善策の提案では、現状の補装具費支給制度における安全性の確認に関する問題点について調査研究を実施し、その改善策について提案をまとめる。調査の項目としては、安全性の評価手法（機械試験、臨床評価）および破損情報の収集システム、第三者機関による認証の必要性、評価にかかるコスト等を想定している。

補装具支給制度と安全性については、まず、定義として、安全性とは短期的な外傷や死亡が本人および介助者、またはその他に起こらないこととなり、今までの破損情報システムとしては経済産業省および製品評価技術基盤機構などがある。

また、処方時の安全に関する知識としては使い方と機械強度に分類され、使い方に関する指

導の実施・確認の有無の調査や機械強度に関する知識の有無の調査が必要となる。

### 2 補装具の破損情報収集システムに関する提案作成

修理を行なうためには機器の破損または軽度の不適合の存在（不適合であれば、新たに作る）、耐用期間が超過したなどがその理由としてある。

#### 1) 台帳の項目

福祉事務所の台帳による修理基準の現状把握は重要な項目となる。その法律根拠として、第3条 福祉事務所長は、補装具交付・修理申請決定台帳(様式第4号)を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

(費用の徴収)

1. 番号
2. 申請年月日
3. 決定年月日
4. 対象者
5. 住所
6. 補装具名又は修理の部位
7. 障害
8. 業者名

## 9. 見積額

### 10. 自己負担金

1 補装具あたりの修理内容ごとの頻度の総和

### 11. 公費負担額

しかし、この項目の問題点として、なぜ修理をしなければならないかその記載がないことは問題である。

1 補装具あたりの修理内容ごとの費用の総和

1 補装具使用期間＝次の同一補装具が給付するまでの期間

#### 2) 項目から考えられる導出項目

補装具の給付を受けたとき、次に補装具の給付を受けるまでに関与した修理内容および回数、修理がない期間、費用が得られる。補装具とその修理料がその補装具にかかった実質的な費用である。よって、そこから、

その福祉事務所全体で、種目ごとに、補装具の数、費用、そして修理件数と費用、総費用が算出できる。

給付費用/全体費用

#### 3) 結論と代替案

または

福祉事務所の補装具の台帳を今年度は調査できなかった。次年度に回す。それに対して公表されている簡易なデータがあるので、それを利用する。

修理総額/全体費用

が算出できる。申請から修理までの期間の算出。

#### 4) 福祉行政報告例

1 補装具あたりの修理全体費用＝個々の修理費用の合計

厚生労働省大臣官房統計情報部, 平成21年度福祉行政報告例, 障害者自立支援 第1表 身体障害者・児の基準の補装具購入件数, 購入金額, 修理件数及び修理金額, 補装具の種類別, p. 176-177 である。

1 補装具あたりの修理回数合計＝個々の修理の回数の総和

1 補装具あたりの修理を必要とする期間の平均＝1 補装具使用期間÷1 補装具あたりの修理回数合計

これは1年間の比較であり、必ずしも品目ごとの修理比とはなっていない。また、破損以外に成長対応、障害の変化、耐用年数なども要素も入っている。しかし、これらの比を減少させることも必要なことである。

1 補装具あたりの補装具全体費用＝補装具給付費用＋修理総額

1 補装具あたりの給付費用率＝補装具給付費用÷補装具全体費用

1 補装具あたりの修理費用＝修理総額÷補装具全体費用

表1 身体障害者・児の基準の補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額、補装具の種類別より引用、特に購入

| 補装具の種類             | 購入     |        |            |                              |               |
|--------------------|--------|--------|------------|------------------------------|---------------|
|                    | 申請件数   | 決定件数   | 金額         |                              |               |
|                    |        |        | 総額<br>(千円) | 障害者自立支援法<br>による公費負担額<br>(千円) | 自己負担額<br>(千円) |
| 総数                 | 157026 | 155142 | 18746482   | 17335371                     | 1411111       |
| 義肢                 | 7468   | 7410   | 2511865    | 2373113                      | 138752        |
| 義足                 | 5945   | 5903   | 2287021    | 2167679                      | 119342        |
| 装具                 | 43941  | 43438  | 3594206    | 3294997                      | 299209        |
| 下肢                 | 32422  | 32031  | 2629330    | 2411078                      | 218252        |
| 座位保持装置             | 10105  | 9973   | 2999494    | 2819550                      | 179944        |
| 姿勢保持機能付車いす         | 3676   | 3630   | 1186754    | 1113335                      | 73419         |
| 姿勢保持機能付電動車いす       | 258    | 256    | 137448     | 131991                       | 5457          |
| その他                | 6171   | 6087   | 1675292    | 1574224                      | 101068        |
| 車いす                | 25691  | 25363  | 4548018    | 4185993                      | 362025        |
| 普通型                | 15183  | 15010  | 2371483    | 2174428                      | 197055        |
| リクライニング式普通型        | 512    | 507    | 111379     | 102128                       | 9251          |
| ティルト式普通型           | 284    | 283    | 70030      | 65247                        | 4783          |
| リクライニング・ティルト式普通型   | 285    | 274    | 70282      | 65317                        | 4965          |
| 手動リフト式普通型          | 57     | 56     | 13120      | 12251                        | 869           |
| 前方大車輪型             | 100    | 100    | 19251      | 18116                        | 1135          |
| リクライニング式前方大車輪型     | 33     | 32     | 7486       | 6818                         | 668           |
| 片手駆動型              | 224    | 219    | 42793      | 39412                        | 3381          |
| リクライニング式片手駆動型      | 29     | 28     | 6795       | 6322                         | 473           |
| レバー駆動型             | 49     | 45     | 9998       | 9243                         | 755           |
| 手押し型               | 2503   | 2474   | 371807     | 341395                       | 30412         |
| リクライニング式手押し型       | 1912   | 1894   | 405881     | 374140                       | 31741         |
| ティルト式手押し型          | 1581   | 1559   | 349246     | 323711                       | 25535         |
| リクライニング・ティルト式手押し型  | 2149   | 2112   | 543994     | 504073                       | 39921         |
| その他                | 790    | 770    | 154473     | 143392                       | 11081         |
| 電動車いす              | 3344   | 3271   | 1476752    | 1409313                      | 67439         |
| 普通型(4.5km/h)       | 410    | 399    | 173758     | 164920                       | 8838          |
| 普通型(6km/h)         | 554    | 535    | 223405     | 213264                       | 10141         |
| 手動兼用型              | 1431   | 1407   | 614335     | 582658                       | 31677         |
| リクライニング式普通型        | 151    | 148    | 68367      | 64814                        | 3553          |
| 電動リクライニング式普通型      | 113    | 111    | 71118      | 68848                        | 2270          |
| 電動リフト式普通型          | 77     | 76     | 62411      | 60751                        | 1660          |
| 電動ティルト式普通型         | 144    | 143    | 57126      | 55428                        | 1698          |
| 電動リクライニング・ティルト式普通型 | 101    | 100    | 100633     | 98249                        | 2384          |
| その他                | 363    | 352    | 105599     | 100381                       | 5218          |
| 座位保持いす             | 473    | 468    | 60912      | 57097                        | 3815          |
| 起立保持具              | 331    | 324    | 55345      | 51473                        | 3872          |
| 歩行器                | 1934   | 1906   | 91492      | 83931                        | 7561          |